

独立行政法人国立美術館における研究活動の不正行為防止等規則

制定 平成19年12月7日
平成19年国立美術館規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）の役員及び職員（有期雇用職員である者を含む。以下「役職員等」という。）が研究活動を行うに際し、研究活動における不正行為の防止及び役職員等が遵守すべき事項並びに不正行為に起因する問題が生じた場合の対応措置等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「不正行為」とは、研究活動又はその成果の発表の過程における次の各号のいずれかに該当する行為（悪意のない誤り及び意見の相違によるものとみなされるものを除く。）をいい、その用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用する行為

2 この規則において「その他の不正とみなされる行為」とは、研究活動又はその成果の発表の過程における次の各号のいずれかに該当する行為をいい、その用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 不適切なオーサーシップ 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為
- (2) 不適切な投稿又は出版 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に、その旨を明示せずに発表する行為

(遵守事項)

第3条 役職員等は、健全な研究活動を保持し、研究活動における不正が起こらない環境を形成するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 不正行為及びその他の不正とみなされる行為を行わないこと。

- (2) 不正行為及びその他の不正とみなされる行為に加担しないこと。
 - (3) 不正行為及びその他の不正とみなされる行為を第三者にさせないこと。
- 2 役職員等は、研究活動に当たって、執筆メモ等の資料、実験・観察ノート等の記録媒体の作成（方法等を含む。）・保管及び実験試料・試薬の保存等を行わなければならない。この場合の記録媒体等は、当該記録媒体等をもとに得た研究成果の発表から5年間保存するものとする。

（総括責任者）

第4条 国立美術館における不正行為に関する申立ての処理に関して総括責任者を置き、理事長をもって充てる。

- 2 総括責任者が第5条第2項第2号の委員に該当することとなった場合は、国立美術館の理事の中から総括責任者代理を指名することができる。

（研究者倫理調査委員会の設置）

第5条 国立美術館に、不正行為に対処するため、国立美術館研究者倫理調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総括責任者。ただし、前条第2項による指名がなされた場合は総括責任者代理
- (2) 不正行為の疑いが思料されるとされた役職員等の所属する館の館長
- (3) 本部事務局長
- (4) 副館長又は課長（研究職であるものに限る。） 2名
- (5) 有識者 若干名
- (6) 法律の専門家 若干名

- 3 前項各号の委員は、総括責任者が任命する。

4 総括責任者は、第8条に規定する調査申立者及び第9条に規定する調査対象者に対し、調査委員会委員の氏名及び所属を明示するものとする。この場合、2週間以内に調査申立者及び調査対象者から異議の申立てがあり、その内容が妥当であると判断したときは、当該申立てに係る委員（以下、「当該委員」という。）を交代させるものとする。

5 総括責任者は、前項により当該委員を交代させた時は、その旨を調査申立者及び調査対象者に明示するものとする。

6 第2項第2号から第6号の委員の任期は、調査の申し立て事案ごとに総括責任者が個別に定める。

7 調査委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。

8 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 9 調査委員会の議決は、原則として全会一致で決するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、出席委員の3分の2以上をもって決することができる。
- 10 調査委員会の運営等に関し必要な事項は、調査委員会が定める。
- 11 調査委員会の事務は、第5条第2項第1号及び第2号に規定する委員の館の協力を得て、本部事務局において処理する。

(窓口の設置)

第6条 国立美術館における不正行為に関する申立てに対応するため、本部事務局に受付窓口を設置し、受付担当者を置く。

(不正行為の疑いの申立て)

- 第7条 不正行為の疑いが存在すると思料する役職員等は、文書、電話、電子メール、ファクシミリ及び面談により、受付窓口に対し、調査を申し立てることができる。
- 2 役職員等は、不正行為の疑いが存在すると思料するに足りる合理的な根拠を示して、前項の申立てを行なわなければならない。

(申立ての受理等)

- 第8条 受付担当者は、調査の申立てを受けたときは、総括責任者へ報告するとともに、速やかに当該申立てを受理した旨を、当該申立てを行った者(以下「調査申立者」という。)に通知するものとする。
- 2 受付担当者以外の役職員等が、調査の申立てを受けたときは速やかに受付窓口連絡し、当該調査申立者に対し、受付窓口で申立てをするよう助言しなければならない。

(予備調査)

- 第9条 総括責任者は、前条第1項に規定する調査の申立てを受理したときは、当該申立て内容の合理性、調査可能性等について調査(以下「予備調査」という。)を行うため、不正行為の疑いが存在すると思料されるとされた職員等の所属する館(以下、「当該館」という。)の館長に対し、予備調査をさせるものとする。ただし、総括責任者が認められた場合は、予備調査を省略して、第11条に定める本格的な調査(以下「本調査」という。)を実施することができる。
- 2 当該館の館長は、調査申立者に対し、不正行為の疑いが存在すると思料する根拠の説明又は事実の存在を示す証拠の提出を求めることができる。

- 3 当該館の館長は、予備調査を実施するに当たって、必要に応じて調査の対象となる役職員等（以下「調査対象者」という。）に対し、事情聴取を行うことができる。
- 4 当該館の館長は、第7条第2項及び前2項の規定による説明や証拠等を基に当該予備調査を実施し、調査の申立てを受理した日から30日以内に、本調査を実施するか否かの意見を付し、その結果を総括責任者に報告する。

（予備調査の結果に基づく措置）

- 第10条 総括責任者は、前条の結果に基づき、本調査を実施するか否かの決定を行う。
- 2 総括責任者は、前項の結果を調査申立者及び調査対象者に通知する。
 - 3 総括責任者は、本調査の実施を決定した場合において、調査対象となる研究に競争的資金が配分され、又は配分が予定されているときは、当該競争的資金の配分機関に対し、その旨を通知する。
 - 4 総括責任者は、本調査の実施を決定した場合において、調査対象者に対し、調査対象とされた研究に係る研究費の支出を停止することができる。

（本調査）

- 第11条 調査委員会は、本調査を実施する場合には、本調査実施決定日から30日以内に調査を開始するものとする。
- 2 第9条第2項及び第3項の規定は、調査委員会が本調査を行う場合に準用する。
 - 3 前項の規定によるほか、本調査は申し立てられた当該研究について、関係資料等の精査、関係者のヒアリング、その他調査に必要な方法により行うものとする。
 - 4 調査申立者、調査対象者及びその他の関係者は、調査委員会の調査に対し、誠実に協力しなければならない。
 - 5 調査委員会は、調査対象となる研究に関して、事実の適正な認定に必要な資料等を保全する措置をとらなければならない。
 - 6 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、調査の対象となる公表前のデータや論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が外部に漏洩しないよう十分注意しなければならない。
 - 7 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、調査対象者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

（認定及び措置）

第12条 調査委員会は、本調査の結果に基づき審査し、不正行為か否かの認定を行う。

2 前項の認定は、調査開始日から150日以内に行うものとする。

3 調査委員会は、第1項の裁定結果について、報告書を作成し、理事長に報告する。

4 理事長は、前項の報告に基づき、その結果を調査申立者及び調査対象者に通知する。

5 理事長は、第10条第3項に規定する競争的資金の配分機関に対し、認定の概要を通知するとともに、当該競争的資金に関し必要な協議を行うものとする。

6 理事長は、調査対象者に不正行為の事実があると確認した場合は、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

(1) 調査対象者に対して不正行為と認定された研究活動の停止を命ずる業務命令

(2) 不正行為と認定された研究活動に係る研究成果等について、前項の競争的資金配分機関以外の国立美術館外の資金提供機関、関連する論文掲載機関、関連する教育研究機関その他の関連機関への認定概要の通知及びそれに伴う必要な対応措置

(3) 国立美術館就業規則等に基づく懲戒処分等の措置

7 理事長は、調査対象者に不正行為の事実がないと確認した場合は、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

(1) 調査対象者の研究活動の円滑な再開及び名誉回復のために必要な措置

(2) 調査申立者が悪意(調査対象者を陥れるため若しくは調査対象者が行う研究を妨害するため等、専ら調査対象者に何らかの損害を与えること又は調査対象者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。)に基づく申立てを行ったことが明らかであると認められた場合には、国立美術館就業規則等に基づく懲戒処分等の措置

(不服の申立て)

第13条 調査対象者は、前条の認定に対し不服がある場合は、通知の日の翌日から起算して2週間以内に不服の申立てを行うことができる。

2 調査申立者は、認定において、調査の申立てが悪意に基づくものと認定され、これに不服がある場合には、通知の日の翌日から起算して2週間以内に不服の申立てを行うことができる。

3 理事長は、不服の申立てに係る審査を、調査委員会に付託する。

4 調査委員会は、速やかに審議し、その結果を理事長に報告する。

5 理事長は、前項の報告に基づき、不服の申立てに対する処置を決定し、不服申立者及び第10条第3項に規定する競争的資金の配分機関に通知する。

(調査結果の公表)

第14条 総括責任者は、不正行為の事実があると認定したときは、速やかに調査結果を公表するものとする。

2 不正行為の事実がなかったと認定したときは、原則として、調査結果は公表しないものとする。

(秘密の保持)

第15条 総括責任者又は総括責任者代理、受付担当者、調査委員会委員その他不正行為の調査等に携わる者は、受付及び調査の過程において知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(調査申立者及び調査協力者等の保護)

第16条 役職員等は、調査申立者又は不正行為に関する相談をした者及び調査に協力する者に対して、申立て、相談又は情報提供を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いをしてはならない。

(啓発活動)

第17条 理事長は、役職員等に対し、不正行為及びその他の不正とみなされる行為の予防のため、研究倫理に関する教育や啓発等を行うよう努めなければならない。

(準用)

第18条 役職員等以外の者からの調査の申立てについては、この規則を準用する。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、研究活動の不正行為の防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年12月7日から施行し、平成19年11月1日から適用する。